

フォーサイト 企業法 テキスト3 訂正のご案内

この度は、LEC 公認会計士教材をご利用頂き、誠に有難うございます。

フォーサイト 企業法 テキスト3 (ES25528 又は ES26028) に、訂正事項がございましたので、お知らせ致します。教材作成上の不備により訂正事項が生じたことを、心よりお詫び申し上げます。今後、改善に努めてまいりますので受講生の皆様におかれましては、何卒ご了承頂けますよう、宜しくお願い申し上げます。

P9-5-2 2 責任の短期消滅時効

【誤】

運送取扱人の責任は、証拠保全の困難及び責任関係の迅速解決の要請から、荷送人に対する運送品の引渡しがされた日又は運送品の全部滅失の場合にはその引渡しがされるべき日から1年以内に裁判上の請求がされないときは、時効によって消滅する（商564条、585条1項）。

【正】

運送取扱人の責任は、証拠保全の困難及び責任関係の迅速解決の要請から、荷受人に対する運送品の引渡しがされた日又は運送品の全部滅失の場合にはその引渡しがされるべき日から1年以内に裁判上の請求がされないときは、時効によって消滅する（商564条、585条1項）。